

南国タケシタ薬局 市立病院前店の行っているサービスについて

2025年6月現在

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。
調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算3	後発医薬品調剤体制加算3の施設基準 (直近3か月の後発医薬品の数量割合90%以上)に適合する薬局です。
在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	居宅において療養を行っておられる患者さまで、通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服用の指導及び管理のお手伝いをいたします(担当医師の了解と指示書が必要です)
在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合体制加算1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年24回以上)
医療DX推進体制整備加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療DX推進の体制に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算	当薬局はオンライン資格確認を行う体制を有しており、医療情報取得加算の算定医療機関となります。本システムで、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を活用し、より質の高い保険調剤の提供に努めています。
連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・第二種指定医療機関の指定 ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売

無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算	当薬局は2人以上の薬剤師(1名以上が常勤の保険薬剤師)が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え(他の施設と共同利用する場合を含む)、注射剤薬等の無菌的な調剤を行います。
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項	
かかりつけ薬剤師指導料 及び かかりつけ薬剤師 包括管理料	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・保険薬剤師の経験3年以上の薬剤師が勤務 ・週32時間以上の勤務 ・当薬局への1年以上の在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取組への参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

明細書発行に関する事項	
当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でもご希望があれば無料で発行いたします。ご家族など代理の方が会計される場合も明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、会計時にお知らせください。	
長期収載品(ジェネリック医薬品のある先発医薬品)の調剤に関する事項	
後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金としてお支払いいただきます。	